

# 川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）に関する意見募集の実施結果について

## 1 概 要

本市では、地球温暖化対策について、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき取組を推進しているところですが、近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動（地球温暖化）の影響が顕在化しつつあり、市民生活や事業活動に大きな影響のある喫緊の課題となっております。

川崎市は令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところですが、このたび、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定案を取りまとめ、皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、62通（意見総数324件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

<b>題 名</b>	川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）に関する意見募集について
<b>意見の募集期間</b>	令和3年11月26日（金）から令和3年12月27日（月）まで
<b>意見の提出方法</b>	電子メール、FAX、郵送、持参
<b>募集の周知方法</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市政だより（12月1日号掲載）</li><li>・市ホームページ</li><li>・環境情報</li><li>・ツイッター、メールマガジン</li><li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li><li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li><li>・各生活環境事業所</li><li>・環境局地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）</li><li>・市民説明会、関係団体等への出前説明</li></ul>
<b>結果の公表方法</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li><li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li><li>・各生活環境事業所</li><li>・環境局地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）</li></ul>

## 3 結果の概要

<b>意見提出数（意見件数）</b>		<b>62通（324件）</b>
内	電子メール	43通（223件）
	FAX	13通（93件）
	郵送	0通（0件）
訳	持参	6通（8件）

#### 4 御意見の内容と対応

第1章の計画改定の背景について、最新の社会動向を踏まえた内容に更新して欲しいといった意見や、第3章の施策について、再生可能エネルギーの取組を強化して欲しいなどについての御意見がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、川崎市の地球温暖化対策推進基本計画を策定します。

##### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

##### 【意見の件数と対応区分】（脱炭素かわさき市民会議関連を抜粋）

項目	A	B	C	D	E	計
1 第1章 計画改定の背景に関する こと	0	0	0	0	0	0
2 第2章 川崎市の地球温暖化対策 を取り巻く状況等に関する こと	0	0	0	0	0	0
3 第3章 2050年の将来ビジョンに 関すること	0	0	0	0	0	0
4 第4章 2030年の達成目標に関す ること	0	0	0	0	0	0
5 第5章 基本理念・基本的方向に 関すること	0	0	0	0	0	0
6 第6章 施策に関する こと	0	4	0	13	0	17
7 その他計画全般等に関する こと	0	1	2	2	0	5
計	0	5	2	15	0	22

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### 【脱炭素戦略】

- (1) 「第1章 計画改定の背景」に関する事
- (2) 「第2章 川崎市の地球温暖化対策を取り巻く状況等」に関する事
- (3) 「第3章 2050年の将来ビジョン」に関する事
- (4) 「第4章 2030年の達成目標」に関する事
- (5) 「第5章 基本理念・基本的方向」に関する事
- (6) 「第6章 施策」に関する事

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
63	<p>施策 No.1 ア① モデル地区の効果の評価と「見える化」を積極的に進めるべきである。</p>	<p>P86に記載のとおり、基本的方向 I では、民生系（家庭・業務）について、目指すべき 2030 年度の CO<sub>2</sub>削減目標・目安を示しています。「脱炭素モデル地区（脱炭素アクションみぞのくち）」においても、効果測定及び見える化を行いながら取組を進めてまいります。</p>	D
68	<p>多様な主体が参加できる「脱炭素市民会議」を、様々な形で開催し、取組と交流を促進して欲しい。</p>	<p>脱炭素化に関心の高い市民だけでなく、興味のなかった方も含めて、「脱炭素市民会議」という形で議論が行われたことは非常に意義があるものだと考えます。地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境への関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや、事業者との意見交換の場の設定など、あらゆる主体が参加・交流できるよう取組を推進してまいります。</p>	D
71	<p>24時間営業の見直しや自販機について、川崎市とメーカーは総数の削減を検討してはどうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者の経営環境や雇用・労働環境への影響は甚大であり、消費活動にも大きな変化が生じている状況であると考えております。社会経済環境の変化を踏まえつつ、ポストコロナを見据えて、事業者における電子商取引の活用やデジタル化を支援する取組などを推進してまいります。</p> <p>また、清涼飲料業界の団体である全国清涼飲料連合会では、循環型社会の進展とCO<sub>2</sub>を含む環境負荷低減のためボトル to ボトルの取組を推進しています。</p> <p>こうした取組をはじめ、今回改定する川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づ</p>	D

		き、市域全体のエネルギー使用量の削減に向けた取組を進めてまいります。	
90	市内のリフォーム業者及び太陽光発電/太陽熱給湯業者に対して、研修、認定制度を行うべきである。	<p>研修につきましては、住宅リフォーム業者等の市内中小建設業者の経営改善を目的として、省エネや災害対応、働き方改革等の時機を捉えたテーマで研修会等を実施しております。また、住宅工事の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、住宅工事事業者と消費者支援協定を締結しており、住宅工事の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべき規定を設けているところでございます。</p> <p>認定制度につきましては、リフォーム業者等の認定ではありませんが、温室効果ガス削減に貢献する企業の製品・技術等を評価し認定する制度や、CO<sub>2</sub>削減に資する優れたノウハウや取組を行う事業者を表彰制度などを実施しております。引き続き、これらの取組を通じて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p>	<b>D</b>
116	環境負荷の高い商品への課税や、環境負荷削減に関わる表示・ラベリングの制度について、積極的に推進してはどうか。	P97の「施策 No.11 エ グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進 ⑤」に記載の「低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド」により、ライフサイクル全体でCO <sub>2</sub> 削減に貢献する製品等を認定しており、認定事業者はロゴマークの使用等により認定製品等をPRすることができます。当制度については、脱炭素化の時流に合わせた見直しを図り、効果的に取組を進めてまいります。	<b>D</b>
139	施策 No.14 イ② 太陽光発電の他に太陽熱給湯の設置も促進するべきである。設置の義務化も視野にいれて欲しい。	2050年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロ	<b>B</b>

	<b>【同趣旨ほか 1 件】</b>	<p>ジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p><b>【P85 の表現修正】</b></p>	
148	施策 No.15①ウ再生可能エネルギー設備導入義務化を視野に入れた誘導策を促進して欲しい。	<p>2050 年の脱炭素社会の実現に向けて再エネの普及拡大は非常に重要であると考えておりますので、P84 に記載の「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」をはじめ、これまで以上に市域の再エネ普及拡大の取組を進めてまいります。</p> <p>また、P85 には「建築物新築・増築時の再エネ説明義務化に向けた検討」を本プロジェクトの主な事業の1つとしており、プロジェクトの中で御意見のような設置義務化も含む幅広い検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市が今後、幅広い検討を進めていくことがわかりやすく伝わるよう、P85 の再エネ説明義務化に係る表現を「再エネ導入に係る義務制度の検討」に見直しました。</p> <p><b>【P85 の表現修正】</b></p>	<b>B</b>
159	P104 全国の 2030 年の PHV、EV、FCV の普及率のイメージが書かれていますが、川崎市の 2030 年、2035 年为目标とした EV 車の割合、充電施設の設置目標を定め、行政・市民・事業者が情報共有の下一体となって EV 普及に努めて欲しい。	<p>運輸部門の温室効果ガス削減に向け、次世代自動車の普及は重要な取組と考えておりますので、P105 に記載のとおり、国の制度とも連携した取組など、普及に向けた取組を推進してまいります。また、目標については、国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、必要となる充電設備の種類や数等、目標のあり方について検討してまいります。</p>	<b>B</b>

160	<p>施策 No.16 ア② しんゆり MaaS 実証実験を進めていますが、定額制地域交通サービス導入も検討して欲しい</p>	<p>新百合ヶ丘駅周辺においては、公共交通の利用促進に向け、小田急電鉄と連携し、駅周辺の商業施設で買い物をした方に対し、同社が提供する MaaS アプリを通じてバス無料チケットを付与する取組やオンデマンド交通の実証等の取組を行ってまいりました。</p> <p>今後につきましては、より一層の官民連携により、市民の移動ニーズを適切に捉えた取組の充実や、目的先の施設との連携等を進めることで、様々な交通媒体の検索・予約・決済を一つのサービスとして行える環境の構築と、多様なサービスと連携した付加価値の高い MaaS の実現を目指してまいります。</p>	<b>D</b>
161	<p>自家用車に依存する状態から公共交通へ転換するには、集客施設等の事業者に加えて、利用者、市民参加が重要である</p>	<p>令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」において、行政・交通事業者・市民の責務・役割について記載しており、地域公共交通は、行政や交通事業者、市民（交通サービス利用者）という様々な主体によって支えられていることから、各主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、目標を共有し連携しながら力を合わせて取り組むこととしております。</p> <p>市バスでは、IC1日乗車券や環境定期制度のほか、初めてバスを御利用されるお客様に向けて、バスの乗降方法、料金の仕組みなどを記載した市バスマップの発行など、利用促進に向けた取組を実施しております。</p>	<b>D</b>
162	<p>施策 No.17 イ ③ バスだけでなく、タクシー・配送用車両も電動車両に転換してはどうか。</p>	<p>公共交通等につきましては、P68、69、104等に記載のとおり、スマート交通やシェアリングサービス、MaaSなどの視点も考慮し、取組を進めてまいります。</p>	<b>D</b>

163	施策 No.17 イ ① 一定規模以上の駐車場に EV 充電器の設置の義務や補助金を出してはどうか。	運輸部門の温室効果ガス削減に向けては、次世代自動車の普及に向けたインフラの整備は重要な取組と認識しておりますので、優遇措置等を活用しながら取組を進めてまいります。	<b>D</b>
164	施策 No.17 イ② 取組を推進するだけでなく、優遇措置を講じてはどうか。	P105 の施策 No.17 イ①に記載のとおり、優遇措置を活用したインフラの整備促進などにより、EVカーシェアリングについても普及に向け、取り組んでまいります。	<b>B</b>
165	施策 No.17 イ① 次世代自動車を普及促進するために、電動車両がガソリン車両等と同等か安くなるように、計画的・段階的な課税の強化・緩和を実施して欲しい。	運輸部門の温室効果ガス削減に向け、次世代自動車の普及に向けた取組は重要と認識しておりますので、P105 に記載のとおり、国との連携や優遇措置などにより取り組んでまいります。	<b>D</b>
192	施策 No.27 ア① リユースやシェアリングサービスの拡充を図って欲しい。	環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等へ積極的に協力するお店として「エコショップ」の認定や家具等のリユースとして、「リユース・リサイクルショップ」を認定するなど、民間事業者と連携した取組を実施してまいります。	<b>D</b>
197	川崎市は、食品ロスの量を毎年把握して公表し、2030 年までに半減させるべきである。	食品ロスについては、「一般廃棄物処理基本計画第 3 期行動計画（案）」の P33 に「食品廃棄物の削減に向けた取組強化」に記載しており、国が掲げる目標（2030 年度までに 2000 年度比半減）に対して、本市では既に達成していると推計しておりますが、今後も更なる削減に向けて取組を強化してまいります。 また、食品ロスを含めた食品廃棄物の量につきましても、今後把握し、一般廃棄物処理基本計画の達成状況報告書等で報告してまいります。	<b>D</b>



205	川崎市は使い捨てプラスチック製品の段階的禁止など、削減のための規制措置を導入してはどうか。	令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)」では、製造事業者等が務めるべき環境配慮設計に関する指針の策定や、市区町村の分別収集・再商品化の促進のほか、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に向け、製造事業者による自主回収及び再資源化の促進やワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定することとしております。本市といたしましても、国や事業者等の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。	<b>D</b>
-----	---	--	----------

(7) その他（計画全般・地球温暖化対策全般など）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
255	<p>P119 体制について、脱炭素かわさき市民会議に半年参加し、提言書を令和3年11月11日に川崎市長に手渡した。本計画に最終提言内容の取り込みを検討の上、同市民会議の活動について記載するなど、配慮頂きたいと思う。</p>	<p>脱炭素化に向けて関心の低い市民も含めて、「脱炭素市民会議」という形で議論が行われ、77項目もの具体的な提言をいただいたことは非常に意義があるものだと考えております。2050年の脱炭素社会を実現するためには、市民・事業者と一丸となって、あらゆる取組を実施していく必要がございますので、「脱炭素かわさき市民会議」から御提案いただいた内容につきましても、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>	C
256	<p>「脱炭素かわさき市民会議」は、無作為抽出を基礎に集まった75名の一般市民から構成され、2050年に脱炭素かわさきを実現するための市民目線での政策提言を行うことを目指して、徹底的に議論を行ってきた。その結果は、「脱炭素かわさき市民会議からの提案—2050年脱炭素かわさきの実現に向けて」としてとりまとめ、令和3年11月11日に川崎市長に説明したと共に、環境局幹部の方に対しても説明等を行った。この提案は、特に、地域社会において、市民自らも地域の一因として責任を持って取り組んでいくべき分野として、「移動」、「住まい」、「消費」に焦点を絞り、77項目の政策の提言から構成されている。本計画の策定においては、この市民会議の提案が、活かされまことを切望している。</p>		C
257	<p>脱炭素かわさきの実現は、並大抵の努力では達成できない。2050年目標をしっかりと意識し、時機を失することなく直ちに着手すべき取組や大胆な政策投入を着実に実現していかなければならない。この点で非常に重要なことの一つが、「取組への市民の積極的参加」で、計画のPDCAのサイクルへの市民の意味のある参画を具体化することである。このため、行政や川崎市地球温暖化防止活動推進センター等を核として、市民の取組への支</p>	<p>地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加・交流できる場を創出してまいります。</p>	D

	<p>援を従来以上に強めると共に、取組の実績を持ち寄り、市民相互の交流や他のセクターとの情報共有を通じ、更に専門家のアドバイスを得て、取組みを検証し、より効果的なものに発展させていくことができるような場づくり・仕組みを創設すべきである。</p>		
258	<p><b>P118</b> 計画の推進体制について、「気候市民会議」の手法を取り入れた地球温暖化対策決定プロセスを継続してください。理由は、気候変動に興味・関心を持つ大勢の市民が、地球温暖化対策に主体的に取り組むことで、2050年に脱炭素社会の実現という大きな目標の達成につながると考える。現在の体制は団体に所属しない市民は参加するのが難しいように見える。「課題やテーマに応じた柔軟な検討体制」として「気候市民会議」の手法を取り入れた体制を提案する。</p>	<p>市の計画を策定する際には、川崎市環境審議会委員に市民委員を採用するほか、各種アンケート調査や説明会の開催など、市民意見の聴取に努めております。地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、「CC川崎エコ会議」など、多様な主体が参加する場を活用していくとともに、「地球温暖化防止活動推進センター」などと連携して、環境問題に関心が薄い市民なども気軽に参加できるようなワークショップや、事業者との意見交換の場の設定など、より多くの主体が参加・交流できる場を創出し、多様な意見を取り入れられるよう検討してまいります。</p>	<b>D</b>
260	<p>脱炭素かわさき市民会議の市民提案の具体化に向けた活動を今後行う予定である。市民・行政・企業が一緒になってこそ脱炭素川崎が実現できると思う。</p>	<p>地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要となりますので、本市といたしましても、市民・事業者の皆様と一丸となって取組を推進してまいります。</p>	<b>B</b>